株主各位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 ヴィンキュラム ジャパン株式会社 代表取締役社長 ト 部 邦 彦

第17回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第17回定時株主総会において、下記のと おり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第17期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業 報告書報告の件

本件は、上記営業報告書の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第17期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、利益配当金は、1株につき普通配当2,600円にジャスダック証券取引所上場記念配当700円を加えまして、1株につき3,300円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更後の定款の内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に卜部邦彦、城田 正昭、長田光男、大西 誠、新岡弘行の5名が再選され、新 たに下垣博美、服巻俊哉、吉田 裕、榊原 満の4名が選任 され、それぞれ就任いたしました。 第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に新たに村田智之氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役足立金治氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任することに承認可決されました。

第6号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人に新たに中央青山監査法人が選任され、就任いたしました。

以上

[変更後の定款の内容]

第 1 章 総 則

第1条(商号)

当会社は、ヴィンキュラム ジャパン株式会社と称し、英文ではVinculum Japan Corporationと表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、リース
- 2. コンピュータによる情報処理サービス、情報通信サービス及び情報収集・提供サービス
- 3. コンピュータシステム及び情報通信システムの管理・運用
- 4. データ入力の代行
- 5. コンピュータ及び周辺機器の製造、販売、リース、保守
- 6. コンピュータ及び周辺機器の付属品、部品、消耗品の製造及び販売
- 7. コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版及び 教育・訓練業務
- 8. コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行及び労働者派遣事業 法に基づく労働者派遣事業
- 9. 電気通信工事及び電気工事の施工、設計、管理並びに請負
- 10. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、112,000株とする。

第7条 (株券の発行)

当会社は、株式に係る株券を発行する。

第8条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第9条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿 および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新 株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託 し、当会社においてはこれを取扱わない。

第10条(株式取扱規則)

当会社の株券の種類ならびに株式、新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第11条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第12条 (株主総会の開催地)

当会社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接地において開催する。 第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。

第15条(招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第18条(取締役の員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条(取締役の選任方法)

取締役は、株主総会の決議により選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第20条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第24条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

第28条(社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第29条(監査役の員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条(監査役の選任方法)

監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、任期の満了前に退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第34条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第35条(監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第36条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第37条(社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第38条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

第39条(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第41条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第42条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第43条(中間配当の基準日)

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第44条 (配当金の除斥期間等)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

以上

[お知らせ]

利益配当金のお支払について

第17期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により払渡期間内(平成 18年6月30日から平成18年7月31日まで)に最寄りの郵便局にてお受け取りくだ さい。

なお、振込先をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」 を同封いたしましたのでご確認ください。

以上

電子公告制度の導入について

当社は、本総会におきましてご承認いただきましたとおり、公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告による方法に変更いたしました。

これにより、当社の公告は当社ホームページに掲載することといたしましたので、お知らせいたします。

当社ホームページアドレスは次のとおりです。

http://www.vinculum-japan.co.jp/

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない ときは、日本経済新聞に掲載して行います。

以上